

サラリーマン「確定申告」入門、どのお金が戻るか

毎月の新聞代、スーツ代から取引先のお中元やお歳暮、英会話スクール代まで。これ全部、経費で認められ、お金が戻ってくるって本当？

キャバクラ、ゴルフも経費扱いOK

収入を増やすのが難しい昨今、せめて手元にあるお金を減らさないようにしたい。そう考えられているビジネスマンにとって朗報があります。それが「特定支出控除」制度の改正です。

制度を説明する前に、税金の仕組みについて簡単にさらしておきましょう。稼いだ分の収入から、必要経費や控除などを引いたものが所得です。この所得を基準にして、所得税や住民税などの税金が決まります。つまり経費が多くなると、所得が減るので納める税金も少なくて済みます。だから自営業者は、経費として申告できる領収書を集めようとするのです。

一方、会社員も取引先におこつたり、スーツを買ったり、自腹で経費を使う機会があります。それなのに必要経費を申告できないのは不公平ではない

スーツ代、本代、飲食費は経費で落とせる！

年収	-	給与所得控除	-	特定支出控除	=	課税所得	
						×10%＝住民税 ×●＝所得税	
年収(単位:万円)						課税所得(単位:万円)	
65未満	全額					195以下	5%
65~180以下	年収×40%	●勤務必要経費 (最高で65万円までの 図書費、衣服費、交際費)				195超~330以下	10%
180~360以下	年収×30%+18	●帰宅旅費・ 資格取得費・研修費・ 転居費・通勤費				330超~695以下	20%
360~660以下	年収×20%+54					695超~900以下	23%
660~1000以下	年収×10%+120					900超~1800以下	33%
1000~1500以下	年収×5%+170					1800超~	40%
1500~	245						

この合計額が給与所得控除の112を超えたものについて認められる

か？ という意見が一部でありました。しかしこの指摘は必ずしも正しいとは言えません。会社員には「給与所得控除」という控除があるからです。これは収入ごとにくらべられるのが定められています(※参照)。たとえ実際には使っていないとしても、これだけの金額が必要経費として見なされるのです。実はこれまでも、会社員が必要経費を申告できる「特定支出控除」の制度は存在しました。ただしそのハードルが高く、抜かれるのは「給与所得控除」の会社員であれば、必要経費を二〇一万円使った初めて一円の額が控除として認められる。くわえて対象になるのは転居費や研修費など、日常的にそれほど使わなくてもある用途に限られていました。要は不公平だという批判をかかわすためにつくられたような制度で、利用しているのが年間一〇人も満たなかったのです。そこで二〇一三年から(申告は一四年から)制度が改

正されました。新しい制度は何か変わったのか。まず足切り額が、給与所得控除を超えた額から、その二分の一を超えた額へと一気に下がりました。たとえば年収八〇〇万円なら、一〇〇万円を超えることが条件になります。さらに適用される経費の範囲も拡大しました。多くの会社員にとって嬉しいのは、よく使う図書費、衣服費、交際費が「勤務必要経費」として認められるようになったことです。たとえば図書費。仕事に関連するものなら、書籍に限らず、新聞でも雑誌でもOK。情報収集に必要という理由があればお咎めなしでしょう。スーツ代は、衣服代として申告できます。私生活でも利用できる靴下や下着は難しいかもしれませんが、ワイシャツやネクタイは対象になる。またクールの規定がある場合は、ポロシャツも認められる可能性があります。

もつとも使い勝手がよさそうなのが、交際費です。「得意先や仕入先に対する接待、供応、贈答などの支出」交際費」という国税庁の定義に従えば、その対象範囲は結構広いです。得意先と一緒にいった飲食店はとも限り、スナック、キャバクラ、ゴルフでも認められるでしょう。現在は取引がない相手でも、新規開拓という目的なら該当するし、お中元やお歳暮にかかる費用は全く問題ありません。

ただしこの「勤務必要経費」は、図書費、衣服代、交際費あわせて六五万円までと上限が決まっています。使ったら使っただけ、ということではないのでご注意ください。

職務に必要な技術や知識を習得するため、使用した研修費や資格取得費も「特定支出控除」の対象です。英会話スクールへ通う、中間管理職がマネジメントのセミナーに参加する。受講料だけでなく、交通費も含まれるというのが一般的な解釈です。また今までは弁護士、税理士、公認会計士など、特定の業務を営める資格取得は控除の対象外でしたが、改正によって認められるようになりました。

その他、単身赴任の会社員が自宅に帰る際の交通費は帰宅旅費、転勤に伴う引っ越し代や宿泊費が転居費として控除に含まれます。通勤に必要な方巾代、車両の修理代などは、通勤費

衣服費、図書費、交際費は計78万円だが、この3つの合計(勤務必要経費)で経費として認められるのは65万円まで

8.3万円の節税効果あり!

年収700万円で10万円超の節税効果がある場合も!

項目	内訳	合計
衣服費	スーツ代8万円、靴3万円	11万円
図書費	新聞購読費4万円、書籍・雑誌代11万円	15万円
交際費	取引先との飲み代35万円、ゴルフ代12万円、中元・歳暮代5万円	52万円
通勤費	自動車通勤で使ったマイカーのガソリン代5万円、修繕費10万円	15万円
転居費	転勤でかかった引っ越し代20万円	20万円
研修費	英会話スクール36万円	36万円
合計		136万円

	年収	給与所得控除	特定支出控除	税金
通常なら…	700万円	190万円	なし	57.8万円
確定申告すると…	700万円	190万円	41万円	49.5万円

136万円(対象経費合計) - 190万円(給与所得控除) + 2

として計上できるはずですが。

一部、推測で語っているのは、一三年から適用される制度で、過去の事例がないからです。税務署も様子見でチェックが甘くなるのではなか、という見方もあります。だからこれはダメだろうと勝手に繰引せず、使えそうなき経費に関しては自分の名義で領収書をもらおうなりして、申告の材料になりそうなのは捨てないで、おまじよう。

確定申告する際、税務署に向かう前にしておべき手続きがあります。それは会社に「こういう経費を使いました」と報告し、証明書に承認のハンコを押してもらうことです。いかに手間がかかりそうですが、ハンコを押したからといって会社が金を払うわけではありません。「仕事のために必要だったんで」と押し切れば、おそらく認められるのではないのでしょうか。また税務署としては会社の判を押してあることが前提になるので、よほど高額でない限り、書類を丹念にチェックする可能性は低いと思います。

医療費一〇万円以上使った年も忘れずに!

改めて「特定支出控除」を見直すと、ハードルは今までも確実な下がありました。しかし年収七〇〇万円の会社員の場合、認められる必要経費は九五

万円を超えた額から。それも「勤務必要経費」は六五万円が上限なので、それ以外の通勤費や研修費などで三〇万円以上の出費が必要になります。これだけの額を日常的に使う会社員は、それほど多くはないような気がします。支出から資格取得のため学校に通うなど、出たかき取った年が用いず、という意識で向き合うのがいいでしょう。

このほかに会社員が自ら確定申告をしなければいけないときがあります。たとえば副収入があつて、必要経費を差し引いた所得が二〇万円を超えた場合、税務署には会社から誰にいくら払ったという支払調書が回ってきますから、申告したほうが無難です。もし社内規定で副業が認められていても、あまり知られたくないという人は、確定申告書の「住民税に関する事項」欄の「自分で納付する」にチェックを入れ、届いて、会社には情報伝わりません。

また、家族分をまとめて医療費を一〇万円以上使った年、住宅ローンで家を買った年、寄付した年は確定申告を忘れないようにしましょう。税金が必要以上に天引きされていけば、確定申告によって戻ってきます。たとえそれがお小遣い程度の額にしても、この時代には貴重なお金。会社員も普段から給料明細に目をとおし、税金に対して敏感になることをお勧めします。